

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

(障害福祉課)

一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

二

○道路の供用開始

(同)

二

### 公 告

○自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る一般競争

入札に参加する者に必要な資格

(管財課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

収用委員会

(会計課)

三

○仙台三本木線混内山事件審理の開始

五

## 告 示

○宮城県告示第百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 蜂の子

一 代表者の氏名 門脇 利勝

二 主たる事務所の所在地  
三 定款に記載された目的

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第百十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市小船越字山畑二百二十五番地三  
この法人は、誰もが共に生きていくことができる社会の実現を目指し、  
障害のある人もない人も共に生き、共に働く場の運営や支援、及び生  
活の場の運営や支援等を行い、私たちの暮らす石巻・東松島・宮城の  
地の福祉活動の発展に寄与することを目的とする。

平成二十四年一月十七日

| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地                       | 設置者名                      | 辞退年月日            |
|------------|-----------------------------------|---------------------------|------------------|
| ○四一〇三〇〇一六  | あすなろ<br>塩竈市今宮町十番二十号               | 社会福祉法人<br>あしたば福祉<br>会     | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四一〇五〇〇五一  | 高松園<br>気仙沼市唐桑町浦百九十五番地             | 社会福祉法人<br>洗心会             | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四一〇八〇〇三三  | はぐくみ学園<br>角田市島田字御蔵林五十九番地          | 社会福祉法人<br>恵秋会             | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四一一五〇〇五一  | あやめ学園<br>大崎市古川小野字嵐山一番地一           | 社会福祉法人<br>大崎誠心会           | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四一一五〇〇六九  | 第二あやめ学園分場たてやま<br>大崎市三本木字西沢三十五番地一  | 社会福祉法人<br>大崎誠心会           | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四二二三〇〇三二  | はたまき・手づくりの里<br>伊具郡丸森町大内青葉上五百五十四・一 | 社会福祉法人<br>はらから福祉<br>会     | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四二五三〇〇一九三 | ワーキングギルド花梨<br>仙台市若林区鶴代町四・四十四      | 社会福祉法人<br>仙台市手をつ<br>なく育成会 | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四二五四〇〇四六四 | 大野田はぎの苑<br>仙台市太白区大野田字宮脇十番地一       | 社会福祉法人<br>仙台市手をつ<br>なく育成会 | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四二五四〇〇四七二 | こぶし<br>仙台市太白区八木山本町一丁目四十三<br>番地    | 社会福祉法人<br>仙台市手をつ<br>なく育成会 | 平成二十四年<br>三月三十一日 |
| ○四二五四〇〇四八〇 | 工房けやき<br>仙台市太白区東中田二丁目十五番一<br>号    | 社会福祉法人<br>仙台市手をつ<br>なく育成会 | 平成二十四年<br>三月三十一日 |

〇四一五四〇〇五二八  
 工房しらかは  
 仙台市青葉区中山三丁目二十番十五号  
 社会福祉法人  
 仙台市手をつなぐ育成会  
 平成二十四年  
 三月三十一日

〇宮城県告示第百十八号

平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法に基づき漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十四年二月十日から施行する。

平成二十四年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（ほたて貝養殖業）の表宮城県第七十九加入区の項及び同表宮城県第八十加入区の項を削り、同表中

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 宮城県第105加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち飯子浜の区域 |
| 牡鹿第1加入区    | 牡鹿漁業協同組合の地区のうち新山浜の区域        |

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 宮城県第105加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち飯子浜の区域     |
| 宮城県第106加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち指ヶ浜の区域     |
| 宮城県第107加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち御前浜の区域     |
| 宮城県第108加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち尾浦の区域      |
| 宮城県第109加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち竹浦の区域      |
| 宮城県第110加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち桐ヶ崎の区域     |
| 宮城県第111加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち石浜の区域      |
| 宮城県第112加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち小葉浜の区域     |
| 宮城県第113加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち高白浜の区域     |
| 宮城県第114加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち横浦、大石原浜の区域 |
| 宮城県第115加入区 | 宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち塚浜の区域      |

改める。

〇宮城県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 河南登米線
- 三 道路の区域

| 変 更 の 区 間                              | 変更の前後 |        | 備 考                        |
|--|-------|--------|----------------------------|
|  | 前     | 後      |                            |
| 登米市豊里町大沢沼田四六番一地先から<br>同市豊里町竹ノ沢八〇番一地先まで | A     | 四・八〇   | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
|  | B     | 一〇・六〇  |                            |
|  | A     | 三三六・〇〇 |                            |
|  | B     | 三〇〇・〇〇 |                            |

〇宮城県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 年 月 日 |
|-------|-------|---------------|---------------|
|       |       | 宮城県知事 村 井 嘉 浩 |               |

|     |       |  |                |
|-----|-------|--|----------------|
| 県 道 | 河南登米線 | 登米市豊里町大沢沼田四六番一地从先から<br>同市豊里町竹ノ沢八〇番一地从先まで | 平成二十四年<br>二月十日 |
|-----|-------|--|----------------|

### 公 告

○自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格について、次のとおり定めた。

平成二十四年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 資格要件

次のいずれにも該当しない者として県の自動販売機設置に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 自動販売機の設置に係る入札の参加資格等に関する要領第十条第一項第三号の規定に該当することにより参加資格の登録を取り消された者で、同条第三項に規定する資格制限期間を経過していないもの
- 3 次のいずれかに該当すると認められる者

- (1) 入札に参加しようとする者若しくはその役員（入札等の権限を委任された県内にある支店又は営業所を代表する者を含む。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団排除条例（平成二十二年条例第六十七号。以下「条例」という。）第二条第四号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員等がその経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 入札に参加しようとする者（その者の使用人で役員以外のものがその者のために行った場合の当該使用人で役員以外のものを含む。以下同じ。）又はその役員が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（条例第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等若しくは暴力団関係者（暴力団又は暴力団員等に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。以下同じ。）（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどの行為をしていると認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等であることを知りながら、これと取引し、又はこれを不当に利用していると認められるとき。

4 県税を完納していない者

5 消費税及び地方消費税を完納していない者

6 自動販売機の設置業務において、一年以上継続して管理及び運営の実績を有していない者

7 法人の場合は、宮城県内に本店、支店又は営業所を有していない者。また、個人の場合は、宮城県内に住所を有し業を営んでいない者

#### 二 資格要件に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部管財課財産管理班（電話番号〇二・二二一・三三五二）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム運用・アプリケーション保守業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十四年七月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれが該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 次に掲げる認証制度のいずれも取得していること。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

(二) プライバシーマーク制度

9 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の表の上欄に掲げる応用情報技術者試験の合格者又は当該試験と同等と認められる資格の保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

10 過去三年以内に情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約（請負額一千万円以上に限る。）を締結し、履行した実績を有すること（運用保守で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。）。

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10の要件を満たしていること（9については、各構成員が雇用している試験の合格者等を含むことにより該当することとなる場合を含む。）。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人入札に参加していないこと。

12 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

13 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年二月二十九日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班（電話〇二二・二二一・三三三五）

2 入札説明書の交付期限

平成二十四年三月二日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年二月二十八日（火）午後五時までであつて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年三月六日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十四年三月二十一日(水)午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(一)の日時までには到達するよう提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年三月二十二日(木)午前十時(開場午前九時四十五分)

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十四階出納局会議室

四 入札に参加することができない者

一に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行

令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行うものであつて、この入札に係る調達案件については翌年度以降の歳出予算が不成立となつたときは、契約書の定めにより契約を解除する。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Operation of the Financial Management System and Application Maintenance for the Miyagi Prefectural Government (1 Set)

2 Period of Contract : July 1, 2012 to December 31, 2013

3 Place of Service : Miyagi Prefectural Government offices

4 Deadline for Bid : March 21, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Settlement of Accounts Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.

Tel.: 022-214-3315

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第一号

宮城県起業の県道仙台三本木線混内山道路改良工事(混内山道路改良・宮城県大崎市三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内まで)について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十四年二月十日

宮城県収用委員会

一 日時 平成二十四年五月十四日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者、土地所有者及び関係人に対する審問等